

## 第2章 組合会・委員会

### ○岐阜県市町村職員共済組合組合会議員選挙細則

昭和37年12月1日

細則第1号

変更 平成18年6月29日

令和3年5月27日

令和5年9月5日

第1条 この組合の組合会議員の選挙に関しては、法令及び定款に規定するもののほか、この細則の定めるところによる。

第1条の2 市町村長以外の組合員が選挙する議員の候補者になろうとする代議員は、定款第11条に規定する公告のあった日から選挙の期日前2日までに、別記第1号の2様式による組合会議員候補者届によりその旨を選挙長に届け出なければならない。

第2条 選挙の当日選挙人の資格を有しないものは、選挙に参加することができない。

2 選挙長は、当該選挙会場に参集した選挙人の資格の有無についてこれを確かめなければならない。

3 選挙人の選挙資格の有無は、選挙長が選挙立会人の意見をきいて決定する。

第3条 選挙長は、選挙人のうちより選挙立会人2名を指名し、自ら投票及び開票管理者となり、選挙に関する一切の事務を統轄しなければならない。

第4条 選挙人は、病気その他やむを得ない理由により選挙の場所に出席することができないときは、当該選挙区における他の選挙人を代理人として選挙権を行使することができる。

2 前項に規定する代理人である選挙人は、その旨を証する書面を選挙の開始前に選挙長に提出しなければならない。

3 選挙人は、選挙の場所に出席することができないときであっても被選挙権を有する。

第5条 投票は1人1票とし、投票用紙は別記第1号様式による。

2 投票箱は、選挙長が定めたものによる。

第6条 次に掲げる投票は無効とする。

(1) 市町村長の場合

ア 正規の用紙を用いないもの

イ 市町村長でないものを記載したもの

ウ 1投票中に2人以上の氏名を記載したもの

エ 市町村長の氏名のほか他事を記載したもの。ただし、職名住所を記載したものはこの限りでない。

オ 市町村長の何人を記載したかを確認し難いもの

カ 当該選挙区外の市町村長の氏名を記載したもの

(2) 市町村長以外の職員の場合

ア 正規の用紙を用いないもの

イ 代議員でないものを記載したもの

ウ 1 投票中に 2 人以上の氏名を記載したもの

エ 代議員の氏名のほか他事を記載したもの。ただし、職名住所を記載したものはこの限りでない。

オ 代議員の何人を記載したかを確認し難いもの

カ 当該選挙区外の代議員の氏名を記載したもの

第7条 投票の効力は、選挙長が選挙立会人の意見をきいて決定する。

第8条 選挙立会人は、選挙人の資格、投票の効力について選挙長に異議を申述べることができる。

第9条 選挙長は、別記第2号様式により当選人の報告と同時に、別記第3号様式（指名推せんの場合にあっては別記第4号様式）による選挙録を作成し、選挙立会人の署名を得て直ちに理事長に報告しなければならない。

第10条 理事長は、前条の報告があったときは、直ちに当選人に当選証書を交付しなければならない。

附 則

この細則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年6月29日）

（施行期日）

この改正は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年5月27日）

この細則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和5年9月5日）

この細則は、令和5年9月5日から施行する。